

## 第4節 廃棄物

### 1 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物の状況【環境整備課・大気水質保全課】

一般廃棄物とは、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律・政令で定める20種類のもの）以外のものをいい、私たちの日常生活から生じる家庭系の廃棄物及び20種類以外の事業系の廃棄物の総称である。

一般廃棄物については、市町村が処理に関する一定の計画を定めるものとされており、各市町村ではその計画に従い一般廃棄物の減量に努めるとともに、生活環境の保全上支障のないように処理を行っている。

県においては、一般廃棄物の処理が適正になされるよう、各市町村に対し、処理計画の策定等について必要な助言を行うとともに、施設の整備等について技術的な援助、財政的な支援を行っている。

また、ごみ処理施設、し尿処理施設等に対して、計画的に立入検査を行い、二次公害を未然に防止するための助言を行っている。

#### ごみ処理の状況【環境整備課】

生活様式の変化によるごみ量の増加やごみ質の多様化により、ごみの処理はますます困難になっている。このためリサイクルを含めたごみの減量化に取り組むことが、限りある資源の有効利用の面からも重要である。

国では、平成9年4月に容器包装リサイクル法を一部施行し7品目の分別収集を行うこととし、平成12年4月からは完全施行により10品目としたところである。

また、平成13年4月には家電リサイクル法、同年5月には食品リサイクル法、更に平成14年5月には建設リサイクル法が施行されるなど、各種リサイクル法により廃棄物のリサイクルの一層の促進を図っている。

本県では平成11年7月に「山梨県分別収集促進計画」を策定し、市町村に対し分別収集の促進を助言しているところであり、県民、事業者、行政が一体となっておみ減量化、再資源化に取り組んでいる。

#### ア ごみの収集・処理量の推移

家庭や事業所で発生したごみの量（以下「総排出量」という）の推移は、表2-3-29のとおりである。

平成14年度のごみの総排出量は年間約33万2千tである。これは前年度に比べて0.9%の増加にとどまった。これは、法改正により、廃棄物の野外焼却が、一部の例外を除き禁止されたことに伴う収集処理量の一時的な増加傾向に歯止めがかかったためと考えられる。

また、一人一日当たりの排出量は1,026gと、前年度に比べて12g増加した。

#### イ ごみ処理状況

県下のごみは、家庭系のごみとして市町村等が直営又は委託により収集されているものが

71.8%、事業系ごみとして事業者が焼却施設等へ直接搬入するか市町村の許可業者が収集するものが28.2%となっている。

収集されたごみは、表2-3-30のとおり中間処理等がなされており、最終的に再資源化されるものが15.4%、減量化されるものが73.2%、最終処分されるものが11.4%となっている。

ごみの中間処理施設のうち主なものは表2-3-32、表2-3-33、表2-3-34、表2-3-35のとおりであり、ごみ焼却施設11施設（処理能力合計1,279t/日）、粗大ごみ処理施設4施設（処理能力合計175t/日）、リサイクルプラザ3施設（処理能力合計70t/日）、ごみ固形燃料化施設1施設（処理能力10t/日）などとなっている。

なお、平成12年4月から「容器包装リサイクル法」が完全施行されたことを受けて、すべての市町村がで10品目の全部又は一部の品目を分別収集している。平成14年度の県内市町村の分別収集状況は、表2-3-31のとおりである。

表2-3-29 ごみの排出量の推移

| 区 分 \ 年 度      | H 8 | H 9 | H 10 | H 11 | H 1 2 | H 13  | H 14  |
|----------------|-----|-----|------|------|-------|-------|-------|
| 計画処理区域人口（千人）   | 882 | 885 | 887  | 887  | 889   | 889   | 888   |
| ごみの総排出量（千t/年）  | 270 | 289 | 316  | 313  | 325   | 329   | 332   |
| 一人一日あたりの排出量（g） | 839 | 891 | 977  | 966  | 1,001 | 1,014 | 1,026 |

表2-3-30 ごみ処理の状況（単位：t/年）

| 処理方法 \ 年 度    | H 8     | H 9     | H 10    | H 11    | H 1 2   | H 1 3   | H 1 4   |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 焼却施設          | 211,316 | 228,548 | 254,869 | 249,742 | 259,869 | 266,355 | 267,588 |
| 直接埋立          | 10      | 13      | 21      | 35      | 35      | 533     | 999     |
| 粗大ごみ処理・資源化等施設 | 39,658  | 38,486  | 44,274  | 45,948  | 51,060  | 48,212  | 47,719  |
| ごみ燃料化施設       | 0       | 0       | 0       | 1,885   | 1,859   | 1,824   | 1,859   |
| その他の処理        | 15,016  | 18,482  | 3,041   | 2,404   | 1,063   | 1,179   | 1,272   |
| 直接資源化         | -       | -       | 10,176  | 10,888  | 9,982   | 10,261  | 9,483   |
| 合 計           | 266,000 | 285,529 | 312,381 | 310,902 | 323,868 | 328,364 | 328,920 |

表2-3-31 容器包装リサイクル法の実績（単位：t/年）

| 区 分        | 平成14年度収集計画量 | 平成14年度実績 | 収集率    |
|------------|-------------|----------|--------|
| 無色ガラス      | 2,724.0     | 2,079.0  | 76.3%  |
| 茶色ガラス      | 2,343.0     | 2,235.0  | 95.4%  |
| その他ガラス     | 1,066.0     | 1,085.0  | 101.8% |
| ペットボトル     | 606.0       | 938.0    | 154.8% |
| その他の紙      | 600.0       | 627.0    | 104.5% |
| その他のプラスチック | 3,258.0     | 178.0    | 5.5%   |
| （白色トレイ）    | 71.0        | 39.0     | 54.9%  |
| スチール缶      | 4,634.0     | 4,162.0  | 89.8%  |
| アルミ缶       | 1,125.0     | 960.0    | 85.3%  |
| 紙パック       | 272.0       | 460.0    | 169.1% |
| 段ボール       | 3,126.0     | 4,791.0  | 153.3% |

「その他プラスチック」の数値には「白色トレイ」の数値を含む。

表2-3-32 ごみ焼却施設一覧

平成16年4月現在

|    | 設置主体        | 施設所在地    | 構成市町村<br>( )は処理委託市町村                                | 施設規模<br>(t/日) | 燃焼形式       | 炉型式                | 建設工期<br>(年度) | 運転開始<br>年月 | 余熱利用 |    |
|----|-------------|----------|---|---------------|------------|--------------------|--------------|------------|------|----|
|    |             |          |   |               |            |                    |              |            | 温水   | 発電 |
| 1  | 甲府市         | 甲府市上町    | 甲府市 (石和町・中道町・御坂町・一宮町・八代町・芦川村・境川村・上九一色村) 1市(5町3村)    | 360           | 全連続        | 流動床                | H3~7         | H7・9       |      |    |
| 2  | 富士吉田市       | 富士吉田市小明見 | 富士吉田市 (西桂町・忍野村・旧河口湖町) 1市(2町1村)                      | 170           | 全連続        | スト-カ<br>灰溶融        | H12~14       | H14・12     |      |    |
| 3  | 塩山市         | 塩山市三日市場  | 塩山市 1市  | 40            | 機械化<br>バッチ | スト-カ               | H4~5         | H5・12      |      |    |
| 4  | 山梨市         | 山梨市南     | 山梨市 1市  | 35            | 機械化<br>バッチ | スト-カ               | S58~59       | S60・4      |      |    |
| 5  | 山中湖村        | 山中湖村平野   | 山中湖村 1村   | 45            | 機械化<br>バッチ | スト-カ               | H元~2         | H3・4       |      |    |
| 6  | 上野原町        | 上野原町上野原  | 上野原町 (小菅村・丹波山村) 1町(2村)                              | 40            | 機械化<br>バッチ | スト-カ               | H7~9         | H9・10      |      |    |
| 7  | 峡南衛生組合      | 中富町下田原   | 六郷町 下部町 中富町 早川町 身延町 5町                              | 30            | 機械化<br>バッチ | スト-カ               | H6~7         | H8・4       |      |    |
| 8  | 大月都留広域事務組合  | 大月市初狩町   | 都留市 大月市 (秋山村・道志村) 2市(2村)                            | 104           | 全連続        | スト-カ<br>灰溶融        | H12~14       | H14・12     |      |    |
| 9  | 東山梨環境衛生組合   | 牧丘町成沢    | 春日居町 牧丘町 三富村 勝沼町 大和村 3町2村                           | 25            | 機械化<br>バッチ | スト-カ               | H6~7         | H8・4       |      |    |
| 10 | 中巨摩地区広域事務組合 | 玉穂町一町畑   | 南アルプス市 竜王町 玉穂町 昭和町 田富町 三珠町 市川大門町 増穂町 鯉沢町 1市8町       | 270           | 全連続        | スト-カ               | H6~8         | H9・2       |      |    |
| 11 | 峡北広域行政事務組合  | 韮崎市竜岡町   | 韮崎市 敷島町 双葉町 明野村 須玉町 高根町 長坂町 大泉村 小淵沢町 白州町 武川村 1市7町3村 | 160           | 全連続        | キルソ式<br>ガス化<br>溶融炉 | H12~14       | H14・12     |      |    |

表2-3-33 粗大ごみ処理施設一覧表

平成16年4月現在

|   | 設置主体        | 施設所在地    | 構成市町村<br>( )は処理委託市町村                                | 施設規模<br>(t/日) | 選別数 | 建設工期<br>(年度) | 備考                 |
|---|-------------|----------|---|---------------|-----|--------------|--------------------|
| 1 | 甲府市         | 甲府市上町    | 甲府市 (石和町) 1市(1町)                                    | 100           | 5   | H3~5         | びん類手選別ライン、缶類圧縮機を併用 |
| 2 | 中巨摩地区広域事務組合 | 玉穂町一町畑   | 南アルプス市 竜王町 玉穂町 昭和町 田富町 1市4町                         | 40            | 4   | S61~62       |                    |
| 3 | 富士河口湖町      | 富士河口湖町河口 | 富士河口湖町 1町   | 5             | 4   | S62          |                    |
| 4 | 峡北広域行政事務組合  | 韮崎市竜岡町   | 韮崎市 敷島町 双葉町 明野村 須玉町 高根町 長坂町 大泉村 小淵沢町 白州町 武川村 1市7町3村 | 30            | 4   | S57          |                    |

表2-3-34 リサイクルプラザ一覧表

平成16年4月現在

|   | 設置主体       | 施設所在地    | 構成市町村<br>( )は処理委託市町村     | 施設規模<br>(t/日) | 選別数 | 建設工期<br>(年度) | 稼働年月  | 備考               |
|---|------------|----------|--------------------------|---------------|-----|--------------|-------|------------------|
| 1 | 山中湖村       | 山中湖村平野   | 山中湖村 1村                  | 9             | 5   | H6~7         | H7.4  | びん類を手選別後、破碎し選別する |
| 2 | 富士吉田市      | 富士吉田市小明見 | 富士吉田市 (西桂町・忍野村) 1市(1町1村) | 30            | 8   | H12~14       | H15.4 | びん類を手選別後、破碎し選別する |
| 3 | 大月都留広域事務組合 | 大月市初狩町   | 都留市 大月市 (秋山村・道志村) 2市(2村) | 31            | 5   | H12~14       | H15.4 | びん類を含め、破碎し選別する   |

表2-3-35 ごみ燃料化施設一覧表

平成16年4月現在

|   | 設置主体 | 施設所在地 | 構成市町村  | 施設規模<br>(t/日) | 処理方式 | 建設工期<br>(年度) | 稼働年月  | 備考 |
|---|------|-------|--------|---------------|------|--------------|-------|----|
| 1 | 南部町  | 南部町万沢 | 南部町 1町 | 10            | 圧縮成型 | H9~10        | H11.3 |    |

し尿処理の状況【環境整備課・大気水質保全課】

し尿とは、一般的にくみ取りし尿及び浄化槽汚泥をいう。

し尿処理の基本は、し尿を生活の場から容易に、かつ、迅速に排除し、排除したし尿を環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することである。これは、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで重要である。

近年、国民の水洗化のニーズに応えるため、全国的に下水道の整備及び浄化槽の設置が進められており、本県における水洗化率は、86.9%（平成14年度）である。

ア し尿の処理状況【環境整備課】

し尿の処理状況については表2-3-36のとおりである。

し尿の収集は全ての市町村で、業者が許可を得たうえでやっている。

市町村により計画収集される量はくみ取りし尿と浄化槽汚泥と合わせると20万kl/年であり、これらは農地還元されるものを除き、し尿処理施設において衛生的に処理されている。

県内のし尿処理施設の設置状況は表2-3-37のとおり14施設(処理能力合計796kl/日)である。

表2-3-36 し尿の処理状況

| 区 分          | 年      | H 7     | H 8     | H 9     | H 1 0   | H 1 1   | H 1 2   | H 1 3   | H 1 4   |
|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| し尿排出量        |        | 221,408 | 222,536 | 218,817 | 219,635 | 219,596 | 212,650 | 204,896 | 197,469 |
| 計 画<br>収 集 量 | し尿処理施設 | 220,620 | 221,862 | 218,294 | 218,790 | 217,185 | 209,972 | 202,376 | 194,690 |
|              | 海洋投入処分 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
|              | 農地還元   | 0       | 0       | 0       | 330     | 2,051   | 2,283   | 2,260   | 2,367   |
|              | その他    | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
|              | 計      | 220,620 | 221,862 | 218,294 | 219,120 | 219,236 | 212,255 | 204,636 | 197,263 |
| 自家処理量        |        | 788     | 674     | 523     | 515     | 360     | 395     | 260     | 206     |

\* 浄化槽汚泥を含む。

[ 出典：山梨の一般廃棄物 ]

( 単位：kl/年 )

表2-3-37 し尿処理施設一覧

平成16年4月現在

|    | 設置主体         | 施設所在地          | 構成市町村<br>( )は処理委託市町村                                      | 規模<br>(kl/日) | 処理方式             | 建設工期<br>(年度) | 污泥<br>処理       |
|----|--------------|----------------|---|--------------|------------------|--------------|----------------|
| 1  | 甲府市          | 甲府市小曲町         | 甲府市 1市  | 100          | 二段活性             | S61~63       | 焼却             |
| 2  | 富士吉田市        | 富士吉田市<br>小明見   | 富士吉田市 (西桂町・忍野村・山中湖村) 1市(1町2村)                             | 90           | 膜分離              | H元~3         | 焼却             |
| 3  | 塩山市          | 塩山市千野          | 塩山市 1市  | 20           | 標準脱窒             | H12~14       | 堆肥化            |
| 4  | 山梨市          | 山梨市南           | 山梨市 (春日居町・牧丘町) 1市(2町)                                     | 45           | 二段活性             | S56~57       | 焼却             |
| 5  | 上野原町         | 上野原町上野原        | 上野原町 1町   | 40           | 好気性              | S53          | 焼却             |
| 6  | 峡南衛生組合       | 中富町下田原         | 六郷町 下部町 中富町 早川町 身延町 5町                                    | 40           | 膜分離              | S62~63       | 焼却             |
| 7  | 南部町          | 南部町万沢          | 南部町 1町  | 17           | 嫌気性              | S49~50       | 脱水             |
| 8  | 三郡衛生組合       | 南アルプス市<br>市東南湖 | 南アルプス市(旧若草町・櫛形町・甲西町)三珠町 市川大門町 増穂町 鮎沢町 1市4町                | 61           | 膜分離<br>+<br>高度処理 | H9~11        | 焼却<br>+<br>堆肥化 |
| 9  | 大月都留広域事務組合   | 都留市田野倉         | 都留市 大月市 (秋山村・道志村) 2市(2村)                                  | 90           | 二段活性             | S59~61       | 焼却             |
| 10 | 青木ヶ原衛生センター   | 上九一色村<br>精進    | 上九一色村 富士河口湖町 鳴沢村 (三富村・勝沼町・大和村・境川村・中道町・豊富村・芦川村) 1町2村(2町5村) | 50           | 嫌気性              | S45~46       | 脱水             |
| 11 | 中巨摩地区広域事務組合  | 玉穂町乙黒          | 南アルプス市(旧八田村・白根町・芦安村) 竜王町 玉穂町 昭和町 田富町 1市4町                 | 85           | 高負荷              | H3~5         | 焼却             |
| 12 | 北巨摩北部五町村衛生組合 | 長坂町中丸          | 高根町 長坂町 大泉村 小淵沢町 白州町 4町1村                                 | 46           | 標準脱窒             | H2~3         | 焼却             |
| 13 | 峡北広域行政事務組合   | 韮崎市栄           | 韮崎市 敷島町 双葉町 明野村 須玉町 武川村 1市3町2村                            | 72           | 好気性              | S49~50       | 脱水             |
| 14 | 東八代広域行政事務組合  | 石和町砂原          | 石和町 御坂町 一宮町 八代町 4町  | 40           | 消化               | S50~51       | 脱水             |

[出典: 山梨の一般廃棄物]

## イ 浄化槽

浄化槽は、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設である。下水道と同等の水質が得られ設置費用も安価なことから、家屋が散在する地域を中心に有効な手段として関心が高まっている。

平成15年度末現在147,196基となっている。

なお、平成15年度末における処理方式別、人槽別浄化槽設置基数は、表2-3-38のとおりである。

表2-3-38 処理方式別・人槽別設置基数

| 処理方式        |           | 人槽 | ~20     | 21~100 | 101~200 | 201~300 | 301~500 | 501~ | 合計      |
|-------------|-----------|----|---------|--------|---------|---------|---------|------|---------|
| 単独処理<br>浄化槽 | 腐敗型       |    | 13,138  | 1,492  | 196     | 75      | 39      | 0    | 14,940  |
|             | ばっ気型      |    | 25,363  | 2,615  | 196     | 50      | 15      | 1    | 28,240  |
|             | 分離接触ばっ気   |    | 61,888  | 6,332  | 34      | 9       | 2       | 0    | 68,265  |
|             | 分離ばっ気     |    | 15,939  | 1,331  | 14      | 4       | 1       | 0    | 17,289  |
|             | 散水ろ床      |    | 11      | 4      | 2       | 0       | 0       | 0    | 17      |
|             | その他       |    | 36      | 4      | 1       | 0       | 1       | 0    | 42      |
|             | 小計        |    | 116,375 | 11,778 | 443     | 138     | 58      | 1    | 128,793 |
| 合併処理<br>浄化槽 | 分離接触ばっ気   |    | 601     | 462    | 4       | 2       | 4       | 0    | 1,073   |
|             | 嫌気ろ床接触ばっ気 |    | 7,132   | 69     | 1       | 1       | 1       | 0    | 7,204   |
|             | 回転板       |    | 0       | 2      | 5       | 7       | 5       | 1    | 20      |
|             | 接触ばっ気     |    | 18      | 1,035  | 672     | 296     | 204     | 70   | 2,295   |
|             | 散水ろ床      |    | 0       | 0      | 0       | 0       | 1       | 0    | 1       |
|             | 活性汚泥      |    | 0       | 44     | 91      | 59      | 59      | 33   | 286     |
|             | 長時間ばっ気    |    | 0       | 2      | 2       | 13      | 13      | 28   | 58      |
|             | 標準活性汚泥    |    | 0       | 1      | 3       | 10      | 7       | 6    | 27      |
|             | その他       |    | 6,938   | 400    | 50      | 19      | 17      | 15   | 7,439   |
|             | 小計        |    | 14,689  | 2,015  | 828     | 407     | 311     | 153  | 18,403  |
| 合計          |           |    | 131,064 | 13,793 | 1,271   | 545     | 369     | 154  | 147,196 |

### (2) 空き缶等の散乱の状況【循環型社会推進課】

一般道路やその周辺、市街地の広場や公園、湖の岸边や河原などでのごみの散乱は、自然や生活環境の美観を著しく損ねるばかりでなく、人に不快感を与えたり環境衛生上の問題を生じている。

このため、快適で美しい環境を保全することを目的として昭和59年3月「山梨県空き缶等の散乱防止に関する条例」を制定し、また、県下55市町村においても（山中湖村を除く）同様な条例が制定されている。

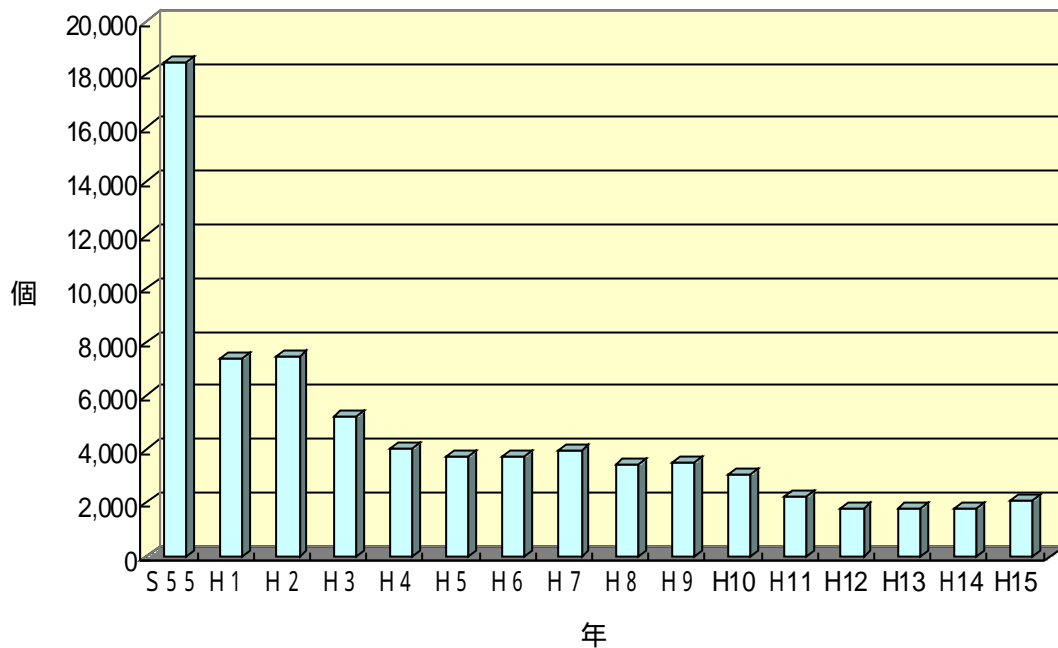
県では、昭和55年以降「空き缶等散在実態調査」を県内主要道路12地点で行っており、その結果は図2-3-23のとおりである。

調査地点での空き缶等の散乱数は、多少の変動はあるが、年々減少してきており、昭和55年を100として、平成15年度には、10分の1の水準になっている。

今後も散乱防止のための施策を引き続き実施し、より一層県民のモラルの向上を図り、同時に空き缶等を捨てない環境づくりを推進していく必要がある。

図2-3-23 空き缶散乱状況の推移

山梨県 空き缶等散在実態調査 経年変化



(3) 産業廃棄物の状況【環境整備課】

産業廃棄物とは、建設業、製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥、がれき類、廃プラスチック類など20種類に限定されている(表2-3-39)。

なお、平成10年度の発生量を対象に平成11年度に実施した「産業廃棄物実態調査」(5年ごとに実施)の結果は、次のとおりであった。

産業廃棄物の発生、排出の状況

本県の産業廃棄物の発生量(農業から発生したものを除く。)は、1,612千t/年であり、このうち有価物量40千t/年を除いた排出量は発生量の97.5%にあたる1,572千t/年であった。

排出量を業種別にみると、鉱業が609千t/年と最も多く全体の38.7%を占め、次いで建設業433千t/年(27.5%)、上下水道業284千t/年(18.1%)、製造業232千t/年(14.8%)と続き、この4業種で全体の99.1%を占めている(図2-3-24)。

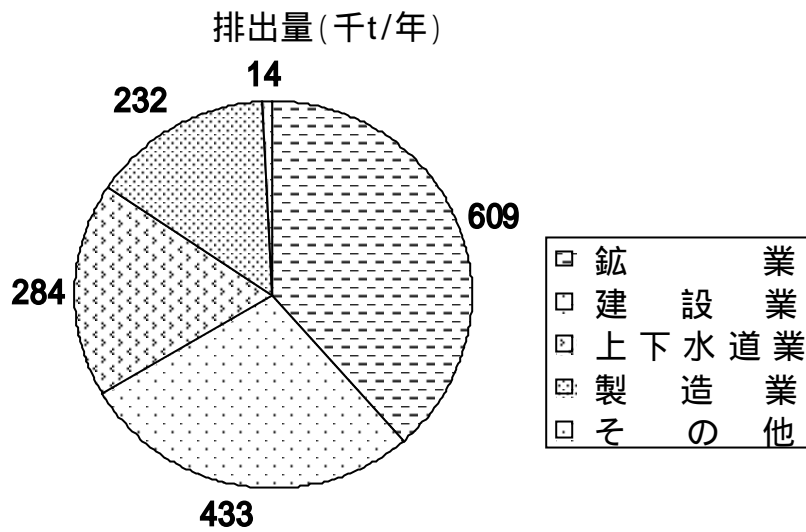
次にこれを種類別にみると、汚泥が1,004千t/年と最も多く全体の63.9%を占め、次いでがれき類402千t/年(25.6%)、金属くず39千t/年(2.5%)、廃プラスチック類29千t/年(1.8%)、廃酸16千t/年(1.0%)の順となっている(図2-3-25)。



表2-3-39 産業廃棄物の種類

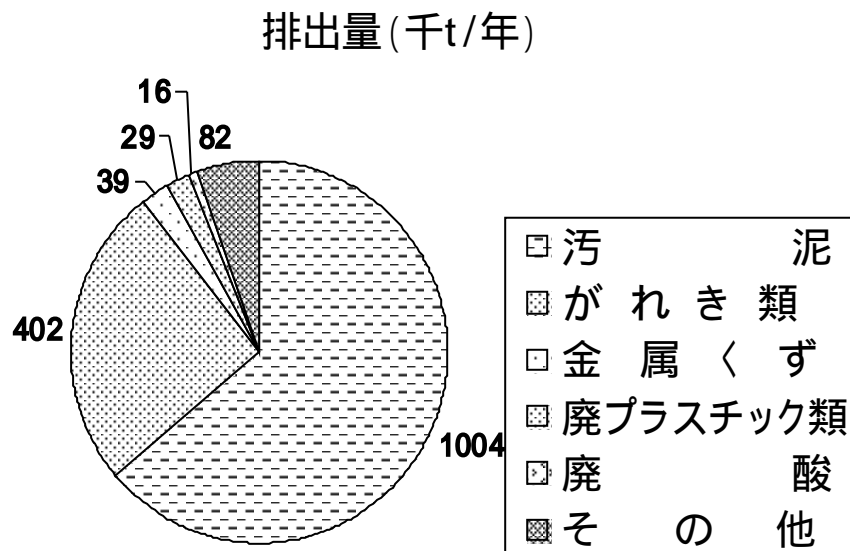
| 区分  | 種類                       | 具 体 例  |
|---|--------------------------|--|
| 産<br>業<br>廃<br>棄<br>物                     | 1 燃え殻                    | 事業種別に伴生する石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却かす   |
|   | 2 汚泥                     | 活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など、工場排水等の処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で生ずる泥状のものでも有機性、無機性の全てを含む。                              |
|   | 3 廃油                     | 潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど、鉱物性油、動植物性油に係る全ての廃油  |
|   | 4 廃酸                     | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類など、すべての酸性廃液  |
|   | 5 廃アルカリ                  | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液   |
|   | 6 廃プラスチック類               | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、固形状液状のすべての合成高分子系化合物  |
|   | 7 紙くず                    | 建設業(工作物の新築、改築、除去で生じたもの)、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず   |
|   | 8 木くず                    | 建設業(工作物の新築、改築、除去で生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材、卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など   |
|   | 9 繊維くず                   | 建設業(工作物の新築、改築、除去で生じたもの)、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず、麻くず等の天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)  |
|   | 10 動植物性残さ                | 食料品製造業、医療品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど   |
|   | 11 動物系固形不要物              | と畜場、食鳥処理場から生じる骨、内臓などの固形状の不要物   |
|   | 12 ゴムくず                  | 天然ゴムくず   |
|   | 13 金属くず                  | 鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど  |
|   | 14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラスくず、耐火レンガくず(工作物でない物)、陶磁器くず、石膏ボードなど   |
|   | 15 鉱さい                   | 鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉など溶解炉の残さい(スラグ)、不良鉱石、粉炭かすなど   |
|   | 16 かねき類                  | 工作物の新築、改築、除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物   |
|   | 17 動物のふん尿                | 畜産農業の事業種別に伴って生じた家畜のふん尿   |
|   | 18 動物の死体                 | 畜産農業の事業種別に伴って生じた家畜の死体  |
|   | 19 はいじん                  | 大気汚染防止法に定めるはいじん発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するはいじんであって、集じん施設によって集められたもの   |
|   | 20 その他                   | 上記1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの  |
| 特<br>別<br>管<br>理<br>産<br>業<br>廃<br>棄<br>物 | 廃油                       | 産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類   |
|   | 廃酸                       | 水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸   |
|   | 廃アルカリ                    | 水素イオン濃度指数(pH)が2.5以上の廃アルカリ  |
|   | 感染性産業廃棄物                 | 医療関係機関等から排出される、感染性病原体が含まれ若しくはは附着している廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物   |
| 特<br>定<br>有<br>害<br>産<br>業<br>廃<br>棄<br>物 | 廃PCB等・PCB汚染物             | 廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが塗布された紙くず、PCBが附着、若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず  |
|   | 廃石綿等                     | 建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事の用具類など、大気汚染防止法の特定はいじん発生施設を有する事業所の集じん装置で集められた石綿など  |
|   | その他の有害産業廃棄物              | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、はいじん又はこれらのものを処分するために処理したものであって、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、セレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等について、厚生省令で定める基準に適合しないもの |

図2-3-24 平成10年度業種別排出量



| 種 類       | 排出量(千t/年) | 構成比(%) |
|-----------|-----------|--------|
| 鉱 業       | 609       | 38.7%  |
| 建 設 業     | 433       | 27.5%  |
| 上 下 水 道 業 | 284       | 18.1%  |
| 製 造 業     | 232       | 14.8%  |
| そ の 他     | 14        | 0.9%   |
| 合 計       | 1572      | 100.0% |

図2-3-25 平成10年度種類別排出量



| 種 類      | 排出量(千t/年) | 構成比(%) |
|----------|-----------|--------|
| 汚 泥      | 1004      | 63.9%  |
| が れ き 類  | 402       | 25.6%  |
| 金 属 く ず  | 39        | 2.5%   |
| 廃プラスチック類 | 29        | 1.8%   |
| 廃 酸      | 16        | 1.0%   |
| そ の 他    | 82        | 5.2%   |
| 合 計      | 1572      | 100.0% |

産業廃棄物の処理の状況

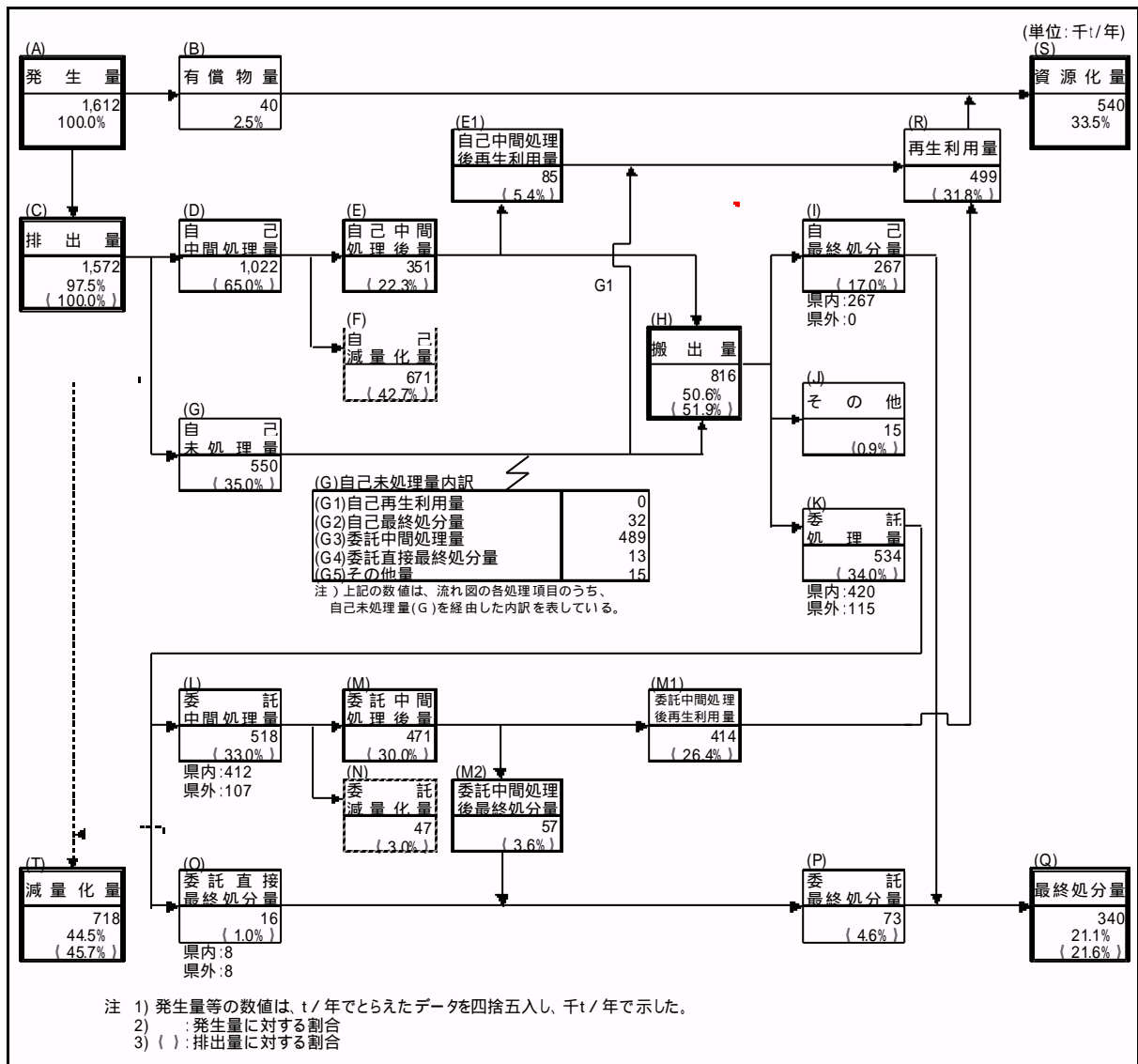
各事業所から発生した産業廃棄物（農業から発生する廃棄物を除く。）の処理の状況は、  
図2-3-26に示すとおりである。

発生量 1,612千t/年（A）のうち 2.5%にあたる40千t/年（B）が有価物として再利用され、  
残りの97.5%にあたる 1,572千t/年（C）が産業廃棄物として排出されている。

排出量 1,572千t/年（C）は、一部が自己中間処理（D）され、再生利用（E1）や減量化（F）  
が行われる。この自己中間処理後の残さの量と自己未処理量（G）を合わせたものを搬出量（H）  
と呼んでいるが、これはさらに最終処分（I）又は委託処理（K）される。

委託処理では、中間処理（L）による減量化（N）や再生利用（M1）又は最終処分（M2）  
（O）が行われる。この結果、発生量の33.5%にあたる540千t/年（S）が資源化され、44.5%  
にあたる718千t/年（T）が減量化され、21.1%の340千t/年が最終処分されたことになる。

図2-3-26 処理フロー（平成10年度）



## 2 廃棄物処理及びリサイクル対策

### (1) 山梨県廃棄物処理計画【環境整備課】

私たちの豊かな生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムのうえに成り立ってきている。しかし、廃棄物の多量排出は、その焼却によるダイオキシン類の発生や最終処分場不足、不法投棄の増大など様々な問題を引き起こし、地域の環境汚染はもとより、限りある資源の枯渇など、私たちの生活に深刻な影響を与えている。私たちはこれらの問題を解決し、持続可能な経済社会システムを形成するため、従来のライフスタイルや経済活動を見直し、廃棄物の排出抑制や再生利用など、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への転換に取り組む必要がある。

そこで、21世紀の循環型社会の形成に向け、一般廃棄物と産業廃棄物の廃棄物全般にわたり、排出抑制やリサイクル、発生から処理、処分までの適正処理など、廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進するために「山梨県廃棄物処理計画」を策定した。

この計画は、平成12年6月の廃棄物処理法の改正により、同法第5条の3の規定に基づき新たに策定が義務付けられ、県が、国の基本方針に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関して策定するものである。計画の内容については、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等によっては計画期間内であっても必要な見直しを行うこととしている。

計画期間 平成14年度～平成18年度（5年間）

計画の特徴

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向け、4つの基本目標を設定した。

ア 排出抑制...まず何よりも、できる限り廃棄物の排出を抑制する。

イ 循環的利用...排出された廃棄物は、再利用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う。

ウ 適正処理...廃棄物は、排出から処理、処分まで、環境を汚さないように適正な処理を行う。

エ 相互理解と協力...全ての者が排出者であるという自覚に立ち、相互の理解を深め、協力して廃棄物問題に取り組む。

廃棄物の減量や資源化について、計画期間である5年後の目標及び10年後の長期目標として、具体的な数値目標を掲げた。

(単位：千トン)

|                       |       | H 1 0 | H 1 8 | H 2 3 | 備 考   |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|---|
| 一<br>般<br>廃<br>棄<br>物 | 排 出 量 | 328   | 319   | 312   | 今後10年間で、排出量を5%削減、再生利用量を85%増加させ、最終処分量を50%削減する。   |
|                       | 再生利用量 | 47    | 70    | 87    |   |
|                       | 最終処分量 | 46    | 33    | 23    |   |
| 産<br>業<br>廃<br>棄<br>物 | 排 出 量 | 1,913 | 1,913 | 1,913 | 今後10年間は、排出量を現状維持とし、再生利用量を15%増加させ、最終処分量を63%削減する。 |
|                       | 再生利用量 | 799   | 868   | 918   |   |
|                       | 最終処分量 | 367   | 238   | 134   |   |

これらの目標を達成するため、4つの基本目標ごとに、全庁的な廃棄物対策の推進が図られるよう施策の基本的な方向を示し、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理等について、県民、事業者・処理業者、市町村、県が、それぞれの責務と役割に応じて、積極的に果たしていく具体的な取り組みを掲げた。

また、廃棄物の発生量や処理、処分の状況等について、広く情報を公表するとともに、計画の進捗状況等の進行管理を行い、計画に定める目標の達成に向け、さらに必要な施策の推進に努めることとしている。

## (2) 一般廃棄物の適正処理指導【環境整備課】

本県においては、一般廃棄物の不適正処理による生活環境の汚染及び処理施設からの二次公害を防止するため、次の対策を講じている。

### ア 一般廃棄物の計画的な処理

市町村では、ごみ及び生活排水の処理について、長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画とこれに基づく一般廃棄物処理実施計画（毎年度）を策定し、それにしたがって一般廃棄物の適正な処理を行うこととなっている。

県では、各市町村の処理計画の策定等について、必要な助言を行っている。

### イ 一般廃棄物処理施設の維持管理

市町村の一般廃棄物処理施設については、適正な維持管理を行うため、機能検査並びに放流水、ばい煙等の検査を定期的実施するよう助言している。

また、県においても、一般廃棄物処理施設への立入検査実施要領による立入検査や放流水等の検査を実施し、処理施設の適正な維持管理を行っている。

- ・ 放流水の検査

ごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設の放流水を採水し、基準に適合しているかを検査し、必要に応じて助言を行っている。

・施設への立入検査

施設への立入検査を定期的実施し、適正に維持管理されているかを監視している。

(3) 一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進【循環型社会推進課・環境整備課】

近年、日常生活や事業活動にともなって排出される廃棄物は、生活様式の変化に伴い、より多様化し、大量生産、大量消費、大量廃棄を背景とし、増加している。

ごみ量の増大による「単に燃やして埋める」といったごみ処理方法は、環境負荷を大きくするばかりであり、これら廃棄物を適正に処理するためには、処理施設整備と併せて、「ごみは極力出さない」というごみの減量化や、「出されたごみはリサイクルする」という再資源化を進める必要がある。

ごみの減量化は、廃棄物対策の原点であり、生産、流通、消費のあらゆる段階で取り組むべき課題である。

まず、ゴミそのものの排出抑制や再使用の推進と併せ、ごみとして処分（焼却）されていた廃棄物をリサイクルし、これをまた資源として活用する、いわゆる「資源循環型社会」を実現していくことが、今こそ私たちに求められている。

このため、次のような取組を進めていく。

全ての県民や事業者の理解のもとに、全県的なごみの排出抑制運動を展開する。

市町村の一般廃棄物処理計画に基づいた計画的なごみの排出抑制を促進する。

商工会や事業者がごみの減量化やリサイクルなどの環境関連事業を行うよう支援する。

県や市町村は自らが率先して、消費者・事業者としての立場で計画的なごみの排出抑制に努める。

ごみ処理広域化計画に基づいた施設の集約化とリサイクルのための施設整備を推進する。

容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集を徹底し、資源化を推進する。

家電リサイクル法に基づく廃家電の収集や運搬、再商品化等の適正な実施を推進する。

「オフィス町内会」などの普及に努め、事業系廃棄物の資源化を推進する。

容器包装リサイクル法に定めるリサイクルシステムを定着させるため、市町村・一部事務組合担当者を対象に容器包装リサイクル推進研修会を開催し、市町村相互の情報交換を行い、円滑な分別収集を促進する。

ごみの減量化や資源化を進めるため、県広報誌「ふれあい」やテレビ、ラジオの広報媒体を通じ、広く県民や事業者に対する普及啓発を進める。

(4) 一般廃棄物処理広域化計画【環境整備課】

社会問題化しているダイオキシン類は、約8割以上がゴミ焼却施設から発生しているとの指摘から、従来の「燃やして埋める」という処理方式の見直しが求められている。

旧厚生省は、ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、

ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、平成9年5月28日付けで各都道府県あてにごみ処理広域化計画を策定するよう通知した。また県では、平成9年6月に「廃棄物資源化推進構想」を策定し、資源化施設整備の基本方針として、環境にやさしい処理システムの構築や未利用エネルギーの有効活用と併せてごみ処理の広域化を推進することとした。

このような状況のもと、本県では平成11年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定した。

この計画は、ごみの発生抑制やリサイクルを進めるうえで、どうしても処理しなければならないごみについては、24時間連続運転の焼却施設で処理することにより、ダイオキシン類の削減とエネルギーの有効活用を図り、環境に充分配慮した広域的なごみ処理システムとすることを基本としている。

このため、ごみ処理の効率性、余熱利用としての発電の効率性・経済性等を考慮し、将来的には300t/日以上以上の焼却施設の整備が可能となるよう県内を3ブロックに区分した。

ごみ処理の広域化を進めるに当たっては、既存の焼却施設の更新時期が異なることから、ブロック内の他施設への集約化や100t/日以上以上の施設の新設等により段階的に広域化を進めることとしている。

目標では、平成19年度までに焼却施設を10施設に集約するとしているが、平成14年12月のダイオキシン類排出基準強化に合わせて、平成14年度中に11施設に集約された。

こうしたごみ処理施設の広域的整備により、山梨県内のダイオキシン類の排出量は、平成9年度の現状排出量に対する削減率が広域化計画終了時の平成19年度には97.1%、20年後の平成29年度には98.6%となり大幅な削減効果が期待される。

また、平成14年12月から新たに灰溶融固化施設を備えた24時間連続運転の焼却施設が、3施設稼動するなど焼却灰の資源化による、最終処分量の削減やごみ発電の導入などのサーマルリサイクルの推進が図られている。

今後は、各ブロックごとに市町村等で構成する協議機関を設け、ごみ処理施設の整備と併せてごみの発生抑制、減量化、リサイクルへの取り組みなどハード・ソフト両面から協議を行い、ごみ処理の主体である市町村の具体的な取り組みを進めることとしている。

#### (5) 第三期山梨県分別収集促進計画の推進(平成15年度～19年度)【循環型社会推進課】

今日の経済社会システムは、廃棄物の排出量だけでなく、その質の多様化を招き、環境へ多大な負荷を与えており、大量廃棄社会から循環型社会への転換を図ることが求められている。

このような中、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとにリサイクルを推進するため「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が平成7年6月に制定され、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目を対象に分別収集が施行された。

また、平成12年4月から一部猶予されていた容器包装3品目も対象となり法的には完全実施となり、平成13年4月からは、プラスチック容器包装と紙製容器包装の識別表示(マーク)も義務化され、消費者がゴミを出すときの分別が容易となった。

県内市町村では、平成14年に第三期の市町村分別収集計画(平成15年度～19年度、5ヶ年計画)

を策定した。

本計画は、法第9条の規定に基づき、第三期の市町村分別収集計画を集約するとともに、第二期の計画の実施状況を踏まえて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を明らかにし、一般廃棄物の減量化とリサイクルを通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型経済社会システムの構築に寄与しようとするものである。

#### (6) ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発【循環型社会推進課】

平成12年6月、「循環型社会形成推進基本法」が公布された。この法律では、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割が規定されているとともに、処理の優先順位が初めて法定化され

1 - 発生抑制 2 - 再使用 3 - 再生利用 4 - 熱回収 5 - 適正処分

という順位とされた。

また、平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」が一部改正され、平成12年6月に資源の「有効な利用の促進に関する法律」が公布された。これは、循環型社会を形成していくために必要な3Rの取組を総合的に推進するための法律である。

ごみの減量化に向けては、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、3Rを実践していくことが重要である。3Rとは、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）である。

ごみを減らして、環境にやさしい暮らしを送るためには、まず、ごみを減らす工夫をし（リデュース）、さらには何度も繰り返し使い（リユース）、そのうえで、どうしても出るごみは、資源回収に回して再資源化（リサイクル）することが重要であり、これら3Rの実践は、決して難しいことではなく、誰でも始められることである。

県では、3Rの実践による循環型社会の構築を目的として、次の普及活動を行っている。

##### ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン

環境月間（5月30日～6月30日）、環境美化の日（5月30日、ゴミゼロの日）を中心として、平成15年度に次のようなキャンペーンを実施した。

マスコミや県・市町村の広報媒体を活用したごみの散乱防止啓発を実施

一日森林環境部長や消費者、事業者など各種団体等と連携し、駅、公園、観光地等で、啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけた。

各市町村においても、ごみの一斉収集活動を地域住民等に呼びかけた。

##### ポスター・標語コンテスト

ごみの散乱防止とリサイクル推進の普及・啓発活動の一環として、昭和57年度から県下の小・中・高等学校の児童・生徒を対象にポスター・標語コンテストの募集を行っている。

（平成15年度で22回目を数える。）

平成15年度は、ポスター723点、標語817点の応募があり、優秀作品を表彰するとともに、関東甲信越静環境美化推進連絡協議会のコンテストへ応募出品した。



ポスター・標語コンテスト作品応募状況

| ポスター |     |       |     |       | 標語 |     |     |     |       |
|------|-----|-------|-----|-------|----|-----|-----|-----|-------|
| 年度   | 小学生 | 中学生   | 高校生 | 合計    | 年度 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 合計    |
| 3    | 679 | 1,063 | 34  | 1,776 | 3  | 161 | 67  | 207 | 435   |
| 4    | 251 | 242   | 29  | 522   | 4  | 44  | 25  | 167 | 236   |
| 5    | 340 | 642   | 56  | 1,038 | 5  | 39  | 33  | 37  | 109   |
| 6    | 715 | 1,100 | 42  | 1,857 | 6  | 281 | 96  | 102 | 479   |
| 7    | 669 | 666   | 10  | 1,345 | 7  | 75  | 292 | 16  | 383   |
| 8    | 370 | 737   | 30  | 1,137 | 8  | 166 | 135 | 93  | 394   |
| 9    | 297 | 185   | 20  | 502   | 9  | 302 | 0   | 289 | 591   |
| 10   | 231 | 185   | 84  | 500   | 10 | 107 | 36  | 309 | 452   |
| 11   | 356 | 545   | 37  | 938   | 11 | 397 | 24  | 33  | 454   |
| 12   | 500 | 738   | 56  | 1,294 | 12 | 719 | 379 | 222 | 1,320 |
| 13   | 405 | 397   | 32  | 834   | 13 | 782 | 187 | 185 | 1,154 |
| 14   | 451 | 195   | 23  | 669   | 14 | 793 | 24  | 49  | 866   |
| 15   | 377 | 306   | 40  | 723   | 15 | 511 | 246 | 60  | 817   |

マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）

近年、生活様式の多様化や消費意識の変化等により、容積比でごみの約6割を占める容器包装をはじめとするごみの排出量の増加が深刻な問題となっている。

このことから、消費者、事業者に買い物袋（マイバッグ）の持参や簡易包装への協力等と呼びかけることにより、レジ袋、包装紙等の削減によるごみの減量化を図るとともに、県民一人ひとりがごみの減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す契機としている。

県では、毎年10月をマイバッグキャンペーン強調月間とし、マスコミや県・市町村の広報媒体を活用して消費者・事業者への呼びかけを行っている。

ごみ減量化県民運動 やまなしエコライフ宣言

県民、事業者、行政が実施すべきごみ減量化のための様々な実践活動を提示し、その中から、宣言者が自ら実施できる（目標とする）活動を選択し、これに取り組んでいくことを宣言、登録し、その取組を実践する「やまなしエコライフ宣言」の登録を平成15年度から呼びかけている。

山梨県リサイクル製品認定制度

県内の再生資源を原料とするリサイクル製品の利用拡大と県内リサイクル産業の育成を図るために、平成15年度に「山梨県リサイクル製品認定制度」を創設した。

山梨県リサイクル認定製品 80製品（平成16年2月19日現在）

環境にやさしいイベント開催要綱の制定

県内では、県や各種団体等により、年間を通じて様々なイベントが開催されている。イベントは、多くの人々が参加し、華やかなものであるが、一方で多くの廃棄物が排出され、資源やエネルギーが消費される。

このため、イベントを開催するにおいて、環境に与える負担をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を図るため、「環境にやさしいイベント開催要綱」を制定した。

(7) 産業廃棄物の処理対策【環境整備課】

産業廃棄物の処理対策の推進

産業廃棄物の処理対策の推進については、昭和53年4月以降、産業廃棄物処理計画を策定し、これに基づき取り組んできたところであるが、平成14年3月には、一般廃棄物を含めた廃棄物全般にわたる総合的、計画的な山梨県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理及び県民・事業者・行政の相互理解と協力の4つの観点から各施策を展開することとした。

廃棄物の排出抑制、循環的利用については、基本的に事業者の取り組みを支援し、その促進を図ることとし、適正処理については、生活環境の保全を図るための排出事業者や産業廃棄物処理業者の監視や指導、円滑な廃棄物処理施設の設置を進めるための事前協議制度、廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理防止対策などにより、その推進を図る。

監視・指導等の状況

ア 監視・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、表2-3-40のとおり排出事業所の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業者の監視・指導を実施した。

イ 処理業者の状況

平成14年度末における産業廃棄物処理業者の状況は、表2-3-41のとおりである。

表2-3-40 排出事業所等立入件数(15年度)

| 区 分             | 許可件数 | 立入検査数 | 改善指導数 |
|-----------------|------|-------|-------|
| 産業廃棄物収集運搬業者     | 487  | 131   | 28    |
| 産業廃棄物処分業者       | 73   | 101   | 15    |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 | 33   | 17    | 5     |
| 特別管理産業廃棄物処分業者   | 3    | 5     | 2     |
| 産業廃棄物処理施設       | 148  | 122   | 15    |
| 産業廃棄物排出事業者      |      | 473   | 146   |
| 合 計             |      | 849   | 211   |

表2-3-41 産業廃棄物処理業許可状況(平成15年度末現在)

| 産業廃棄物処理業者 |       |    | 特別管理産業廃棄物処理業者 |      |   |
|-----------|-------|----|---------------|------|---|
| 区 分       | 業者数   |    | 区 分           | 業者数  |   |
| 収集運搬業     | 1,226 |    | 収集運搬業         | 150  |   |
| 処分業       | 中間処理  | 73 | 処分業           | 中間処理 | 3 |
|           | 最終処分  | 1  |               | 最終処分 | 0 |

ウ 中間処理施設の状況

平成15年度末における事業者及び処理業者が設置している中間処理施設の整備状況は、表2-3-42、表2-3-43のとおりである。

表2-3-42 事業者の中間処理施設整備状況（平成15年度末現在）

| 産業廃棄物処理施設      |                | 処理能力                  | 許可施設数  |
|----------------|----------------|-----------------------|--------|
| 中間<br>処理<br>施設 | 汚泥の脱水          | 10m <sup>3</sup> /日超  | 50     |
|                | 汚泥の乾燥（機械）      | 10m <sup>3</sup> /日超  | 2(1)   |
|                | 汚泥の乾燥（天日）      | 100m <sup>3</sup> /日超 |        |
|                | 汚泥の焼却          | 5m <sup>3</sup> /日超   | 3(3)   |
|                | 廃油の油水分離        | 10m <sup>3</sup> /日超  |        |
|                | 廃油の焼却          | 1m <sup>3</sup> /日超   | 3(3)   |
|                | 廃酸・廃アルカリの中和    | 50m <sup>3</sup> /日超  | 1(1)   |
|                | 廃プラスチック類の破碎    | 5t/日超                 | 4(4)   |
|                | 廃プラスチック類の焼却    | 0.1t/日超               | 3(2)   |
|                | 木くず又はがれき類の破碎施設 | 5t/日超                 | 64(47) |
|                | コンクリート固型化      |                       |        |
|                | 水銀を含む汚泥のばい焼    |                       |        |
|                | シヤンの分解         |                       | 2(2)   |
|                | 廃PCB等の焼却       |                       |        |
|                | PCB汚染物の洗浄      |                       |        |
| 産業廃棄物の焼却       | 200kg/h超       | 16(9)                 |        |
| 合計             |                | 148                   |        |

（注）処理施設は法第15条第1項に基づく許可施設である。

同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。（ ）は、処理業者が設置したもの

表2-3-43 処理業者の中間処理施設整備状況（平成15年度末現在）

| 施設等の内容          | 施設数     | 処理能力                     | 施設等の内容           | 施設数     | 処理能力                     |
|-----------------|---------|--------------------------|------------------|---------|--------------------------|
| <b>燃え殻</b>      |         |                          | <b>繊維くず</b>      |         |                          |
| 焼却              | 2 (2)   | 108.2 t / 日              | 焼却               | 6 (6)   | 163.8 t / 日              |
| 堆肥化             | 1       | 6.0 t / 日                | 破碎               | 9       | 212.5 t / 日              |
| <b>汚泥</b>       |         |                          | 圧縮               | 3       | 119.5 t / 日              |
| 焼却              | 3 (3)   | 165.5 t / 日              | 減容固化             | 2       | 22.8 t / 日               |
| 堆肥化             | 3       | 215.7 t / 日              | <b>動植物性残さ</b>    |         |                          |
| 生物処理            | 1       | 100.0 m <sup>3</sup> /日  | 焼却               | 3 (3)   | 129.9 t / 日              |
| 分級混練            | 1       | 480.0 t / 日              | 堆肥化              | 3       | 138.7 t / 日              |
| 酸化・還元           | 8       | 8.0 m <sup>3</sup> /日    | 生物処理             | 1       | 100.0 m <sup>3</sup> /日  |
| <b>廃油</b>       |         |                          | <b>ゴムくず</b>      |         |                          |
| 焼却              | 3 (3)   | 82.0 t / 日               | 焼却               | 3 (3)   | 129.9 t / 日              |
| 堆肥化             | 1       | 90.0 m <sup>3</sup> /日   | 破碎               | 7       | 186.4 t / 日              |
| <b>廃酸</b>       |         |                          | 圧縮・切断等           | 8       | 584.2 t / 日              |
| 中和等             | 3 (1)   | 1106.5 m <sup>3</sup> /日 | 減容固化             | 1       | 16.0 t / 日               |
| <b>廃アルカリ</b>    |         |                          | <b>金属くず</b>      |         |                          |
| 中和等             | 4 (1)   | 1118.1 m <sup>3</sup> /日 | 破碎               | 11      | 873.3 t / 日              |
| <b>廃プラスチック類</b> |         |                          | 圧縮・切断等           | 22      | 1048.3 t / 日             |
| 焼却              | 4 (4)   | 61.2 t / 日               | <b>ガラス・陶磁器くず</b> |         |                          |
| 破碎              | 15 (4)  | 231.1 t / 日              | 破碎               | 26      | 7646.6 t / 日             |
| 圧縮・切断等          | 26      | 1318.5 t / 日             | 圧縮・切断等           | 20      | 949.9 t / 日              |
| 減容固化等           | 11      | 35.8 t / 日               | <b>がれき類</b>      |         |                          |
| <b>紙くず</b>      |         |                          | 破碎               | 38 (38) | 24529.0 t / 日            |
| 焼却              | 6 (6)   | 163.8 t / 日              | 圧縮・切断等           | 3       | 194.2 t / 日              |
| 破碎              | 9       | 209.4 t / 日              | <b>特別管理</b>      |         |                          |
| 圧縮              | 6       | 615.9 t / 日              | 廃油               | 2       | 76.1 m <sup>3</sup> /日   |
| 減容固化等           | 3       | 30.8 t / 日               | 廃酸               | 2       | 1105.0 m <sup>3</sup> /日 |
| <b>木くず</b>      |         |                          | 廃アルカリ            | 2       | 1105.0 m <sup>3</sup> /日 |
| 焼却              | 8 (8)   | 172.8 t / 日              | 感染性              | 2       | 76.1 t / 日               |
| 破碎              | 17 (14) | 1238.6 t / 日             | 汚泥               | 2       | 1105.0 m <sup>3</sup> /日 |
| 圧縮・切断           | 3       | 186.2 t / 日              |                  |         |                          |
| 堆肥化等            | 1       | 2.0 m <sup>3</sup> /日    |                  |         |                          |
| 減容固化            | 2       | 22.8 t / 日               |                  |         |                          |

\* 同一の処理施設で、複数の種類を処理できるため、実際の施設数とは違いがある。

\* ( )は、法第15条第1項の規定に基づき施設設置許可を受けた施設数

## 事前協議制度

廃棄物処理施設の設置については、計画の初期段階から地域住民に情報提供し、地域住民の十分な理解を得る中で、計画が進められることが大切である。

このため、平成10年10月に法改正の内容を踏まえ、従来の事前協議制度を継続するとともに、必要な見直しを行った。

この事前協議制度により、法の許可前に必要な手続きを行い、地域住民の理解を得る中で処理施設が設置されるよう処理業者等を指導している。

(主な改正点)

- ・住民への早期情報開示・意向の反映
- ・専門委員会の意見の反映
- ・合意形成の範囲の改善など

## 廃棄物の不法投棄防止対策

### ア 廃棄物不法投棄対策室の設置

環境全般の違法行為に対応するため、平成11年度にプロジェクトチームを組織し、不適正処理事案に対応してきたが、平成16年4月から新たに「廃棄物不法投棄対策室」を設置し、市町村や警察など関係機関との連携を図る中で、不適正処理に対して迅速に対応できる組織を整備した。(警察併任職員を含む6名体制)

### イ 廃棄物対策連絡協議会が配置する廃棄物監視員による監視パトロールの実施

県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による広域的な監視指導を実施するため、県内6つの林務環境部ごとに廃棄物監視員を配置し、平日昼間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに廃棄物の適正処理に関する普及・啓発活動を実施している。

### ウ 休日・夜間の廃棄物不法投棄等監視パトロールの業務委託

従来の不法投棄パトロールに加え、平成11年度からは産業廃棄物の不適正処理防止を中心とした休日及び夜間の監視パトロールを民間警備会社に委託して実施している。

### エ 山梨県産業廃棄物不適正処理防止連絡協議会の設置

平成6年9月5日に山梨県警察本部生活保安課が事務局となって設立された「山梨県産業廃棄物不適処理防止連絡協議会」が行う産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等取締りに関する情報交換、産業廃棄物の不法投棄防止の広報啓発等の活動に参加し、不適正処理や不法投棄防止対策を実施している。

### オ 不法投棄阻止施設設置事業の実施

住民参加による不法投棄防止活動として、平成10年度から実施してきた「不法投棄防止対策モデル事業」(表2-3-44)を組み替え、不法投棄阻止施設の設置と併せて不法投棄対策を実施することにより、悪質な不法投棄者に対して、より強制力を持たせた「不法投棄阻止施設設置事業」を平成16年度から実施している。

表2-3-44 不法投棄防止対策モデル事業の実施状況

| モデル地区名  |                        | 「富士吉田市松山・新西原・新倉地区」  | 「敷島町陸沢地区」  |
|---------|------------------------|---|--|
| 選定の理由   |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本有数の観光地である富士北麓の美化活動であり、県のイメージアップにつながる。</li> <li>・道路整備が進み、散乱ゴミなどの小規模な不法投棄が各地に見られる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸沢地区は、里山的土地利用がなされている郷土としての代表的な自然景観を有しており、保全が必要。</li> <li>・同地区は監視活動および清掃活動等実施しているにもかかわらず、不法投棄が一向に減らない状況にある。</li> </ul>                        |
| 事業内容    | 実施主体                   | 富士北麓地域廃棄物対策連絡協議会、富士吉田市  | 峡中地域廃棄物対策連絡協議会、敷島町   |
|         | 実施場所                   | 西川新倉林道 他  | 陸沢地区 他   |
|         | 月 日                    | 平成15.10.25(土)   | 平成16.3.7(日)  |
|         | 参加者数                   | 約550名   | 約480名  |
|         | 参加団体                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・松山連合自治会</li> <li>・浅間連合自治会</li> <li>・都留信用組合</li> <li>・富士吉田市、富士吉田市議会</li> <li>・(社)山梨県産業廃棄物協会</li> <li>・富士北麓地域振興局吉田林務環境部</li> <li>・県森林環境部</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民</li> <li>・敷島町環境衛生指導員会</li> <li>・敷島町不法投棄監視員</li> <li>・(社)山梨県産業廃棄物協会</li> <li>・敷島町</li> <li>・峡中地域振興局林務環境部、建設部</li> <li>・県森林環境部</li> </ul> |
|         | 撤去量                    | 約69t  | 約60t   |
|         | 事業概要                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄物の一斉撤去</li> <li>・再発防止のための柵及び看板設置</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄物の一斉撤去</li> <li>・環境保全用語の募集</li> <li>・再発防止のための柵、看板の設置</li> </ul>  |
| 以降の取り組み | ・再発防止のための重点的な監視活動に努める。 | ・再発防止のための重点的な監視活動に努める。  |  |

( 8 ) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備【環境整備課】

近年、事業活動によって排出される産業廃棄物や日常生活に伴って排出される一般廃棄物は、量的に増大するとともに、質的にも多様化しており、その適正処理が社会的に重要な課題となっている。

特に、本県における廃棄物の最終処分は、その多くを他県の処分場に依存している状況にあり、県内での廃棄物最終処分場確保が行政においても最重要課題となっている。

このため、平成5年度に「公共関与による廃棄物最終処分場整備方針」を策定し、県内5地域に最終処分場を順次整備していくこととしている。

( 9 ) 農業用廃プラスチック処理対策【果樹食品流通課】

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいる。

これに伴い、使用済みとなった農業用プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置した。処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集処理している。

収集量の約80%を占めるポリフィルム類については、処理センター内で、粉碎・溶融・加工を行い、フラワーポットや標識杭、ガスボンベマットなどの製品に再生している。

技術開発、用途開発については、平成14年2月に新製品として発表した「畦畔ブロック」の販売が好調であり、更に開発検討をすすめている。

一方、市町村、農協等を通じて、農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発等も行っている。

農業用廃プラスチックの処理状況及び再生品の生産状況については、第4章第8節を参照。